墓石等施工基準について

一般財団法人　川西市都市整備公社

川西市公営霊園では、墓石等を設置する場合の制限を設けていますので、下記基準図のとおり施工してください（公営霊園使用規程施行要領第6条第3項各号）。

1. 巻石は、境界との距離を1cm以上とること。
2. 巻石及び盛土の高さは、20cm以下とすること。ただし、玉垣と一体式のものについては、その高さを５０ｃｍ以下とすること。
3. 墓石及びこれに類するものの高さは、180cm以内とすること。
4. 墓碑は1墓所1基とし、使用者名を刻印すること。
5. 植栽は、常に高さ80cm以下に整形できる樹種を選び、隣地又は通路に支障を及ぼさないようにすること。

墓石等施工基準図（平面図・立面図）



平面図



**巻石等の寸法**

* 2㎡墓所

間口123ｃｍ以内

奥行160ｃｍ以内

* 3㎡墓所

間口148ｃｍ以内

奥行200ｃｍ以内

* 巻石は20ｃｍ以下とし、玉垣と一体式のものは、50ｃｍ以下としてください。
* 墓石の高さは、180cm以内とし、巻石は境界から1cm以上離してください。

立面図

墓石等施工基準図（巻石・玉垣）





墓石の寸法

2㎡墓所

間口123ｃｍ以内

奥行160ｃｍ以内

3㎡墓所

間口148ｃｍ以内

奥行200ｃｍ以内

玉垣

巻石

巻石と玉垣が一体式のものについては、高さ５０ｃｍ以下とする。

20ｃｍ以下

２０ｃｍ以下

50ｃｍ以下

玉垣

玉柱

巻石